

## 参考資料

---

2019年10月4日  
金 融 庁

# 資金移動業者における利用者資金の保全方法

## 資金移動業者における利用者資金の保全方法の概要

	供託	保全契約	信託契約
要保全額の算定及び保全の頻度	① 1週間における要履行保証額の最高額以上の額を ② その週の末日から1週間以内に保全		① 各営業日の要履行保証額以上の額を ② 翌営業日までに保全 ※ 不足が生じた場合、その日のうちに保全すべき額の全額を供託する必要
コスト	特になし ※ 年0.0012%の付利 (令和元年10月1日時点)	保証料	信託報酬
保全開始の手続	—	事前届出 ※ 契約締結後、当局に届け出ることにより履行保証金の供託義務が免除	事前承認 ※ 契約締結後、当局の承認を受けることにより履行保証金の供託義務が免除 事後届出 ※ 承認後、最初に財産を信託した際の届出
取戻し等の手続	事前承認 ※ 法務局に取戻しを請求する際、承認書を提出する必要 事後届出	事前承認 事後届出	信託会社等にモニタリング義務 注1・2
保全状況の報告	年2回 注3		

注1 前払式支払手段発行者の場合、信託会社等にモニタリング義務はなく、信託契約を解除する場合、事前承認・事後届出が求められる。

注2 金融商品取引法上、有価証券等管理業務を行う金融商品取引業者等は、顧客から預託を受けた金銭を信託会社等に信託する必要があるが、保全開始及び信託契約の解除に関し、事前承認・事後届出や信託会社等によるモニタリングは求められていない。

注3 現行の仮想通貨交換業者は、年4回、利用者財産の管理に関する報告書の提出が求められる。

# 資金移動業者の実態

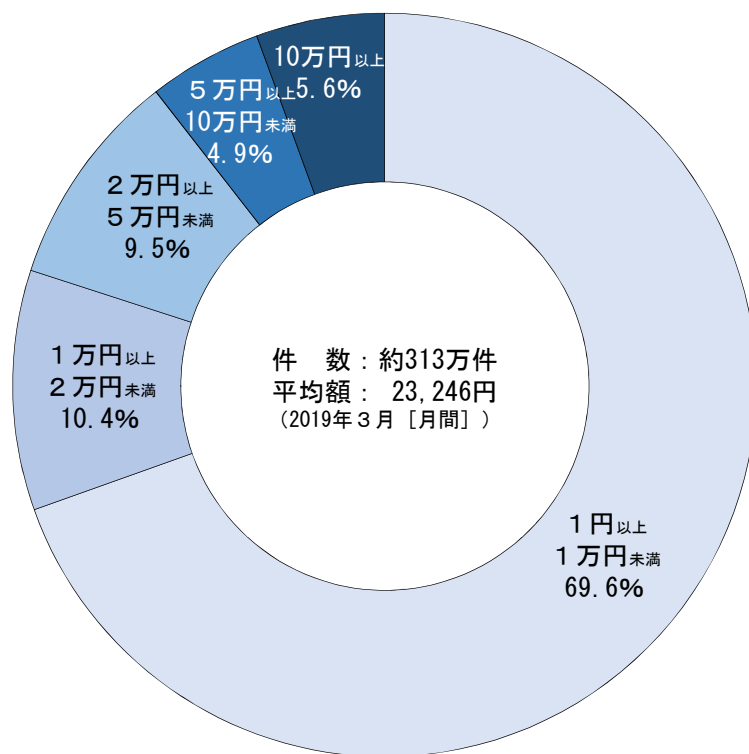
## 参 考 資 料

※ 本資料は参考資料として作成したものであり、記載内容やデータの正確性・完結性を保証するものではありません。

- 資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数を検証したところ、①送金額は1件あたり1万円未満のものが約7割を占め、②利用者資金残高は利用者1人あたり5万円未満のものが約9割を占めていることが確認された。

計数の提供を受けた資金移動業者46社の送金額の分布

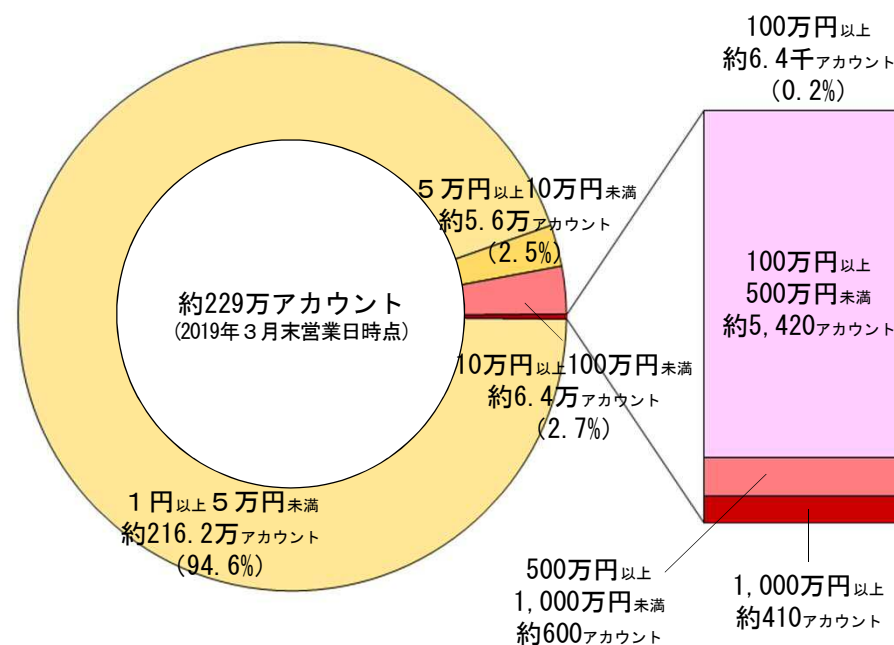
以下は、資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき作成した図表である。資金移動業者すべてを網羅したものではない点に留意する必要がある。



※資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき金融庁作成。  
※上記は46社合計の計数。

計数の提供を受けた資金移動業者46社の利用者資金残高の分布

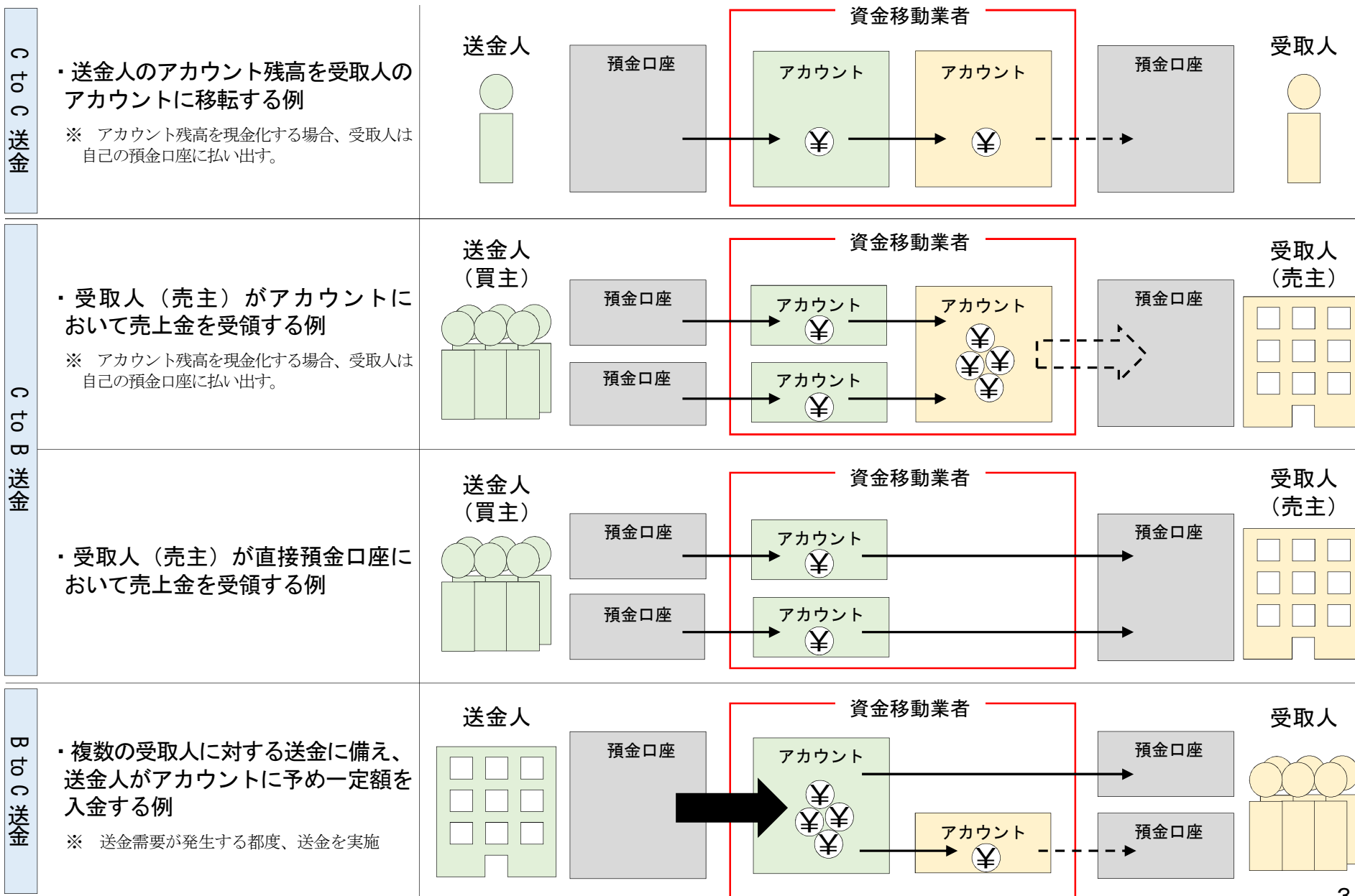
以下は、資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき作成した図表である。資金移動業者すべてを網羅したものではない点に留意する必要がある。



※資金移動業者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき金融庁作成。  
※上記は46社合計の計数（残高0円のアカウントは集計の対象外）。  
※一部の事業者については4月末営業日時点の計数を使用。

# 現行規制における資金移動業者による主な送金サービスのイメージ

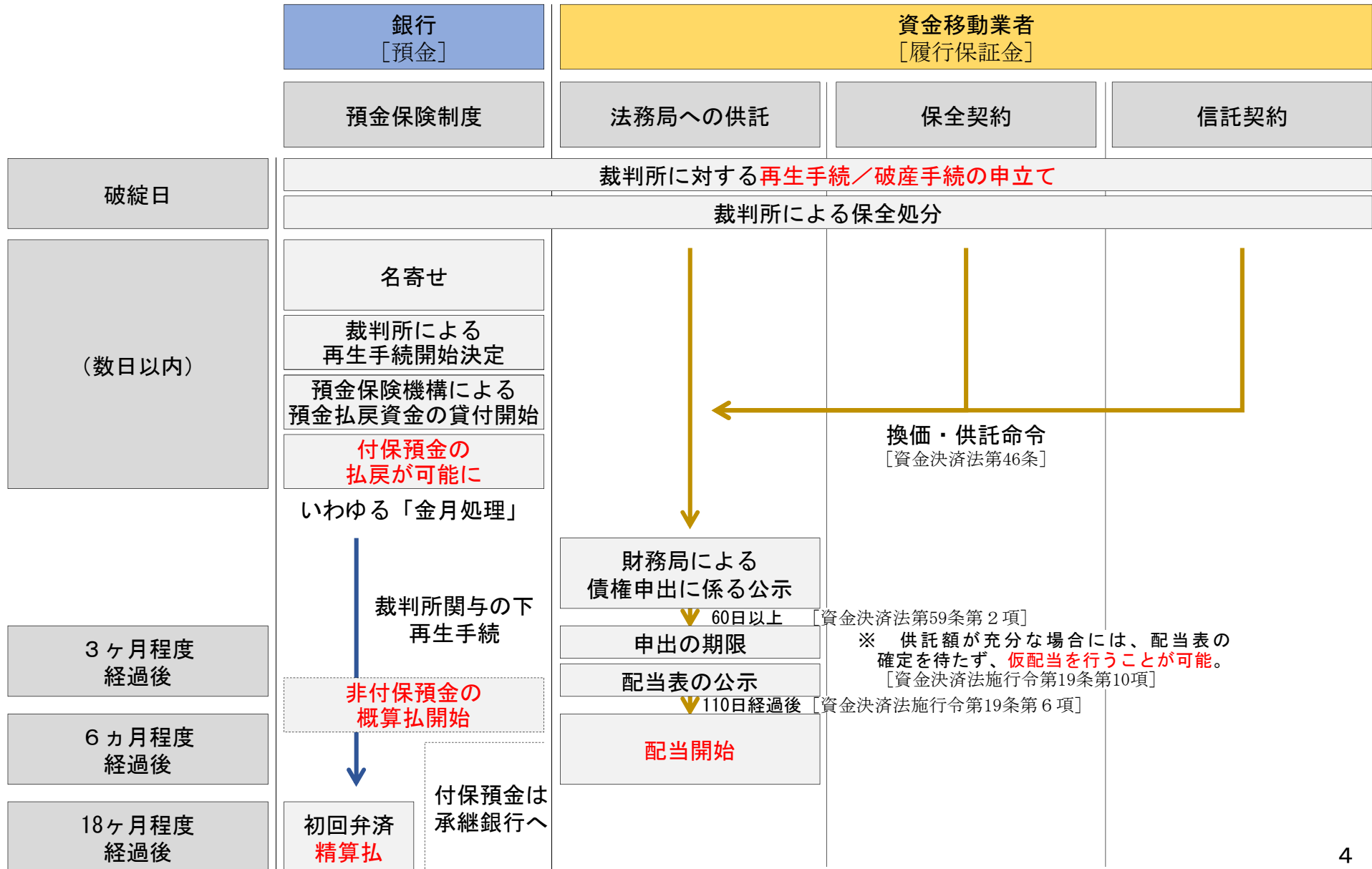
## 主な送金サービスのイメージ



※財務局に提出された登録簿及び各社ウェブサイトにおいて確認することができた情報に基づき金融庁作成。

## 破綻時の対応

○ 預金保険料を保護の原資とする預金保険制度が整備されている銀行と資金移動業者では、破綻から利用者資金の払戻・配当までに要する時間などに大きな差が存在。



## 銀行及び資金移動業者に係る規制

- 厳格な財務規制・業務範囲規制、セーフティネットが存在する銀行は、取扱可能な「決済」の範囲に制限がない。一方、資金移動業者は、1回100万円以下の「決済」のみ取り扱うことができる。
- 英国の送金サービス提供者 (payment institution) については、利用者資金の滞留に関する規定が存在。

### 銀行及び資金移動業者に係る規制の概要

		銀行	資金移動業者	【参考】 英国の送金サービス提供者 (payment institution)
参入形式		免許制	登録制	認可制 (authorisation)
取扱可能な「決済」の範囲		制限なし	1回100万円以下に限る	制限なし
利用者資金の滞留		制限なし (預金)	制限なし 出資法との関係で送金に関連した資金のみ滞留することとなるが、資金決済法においてその取扱いに関する明文の制約はない	① 具体的な送金指図を伴わない利用者資金は受入不可 ② 利用者資金は、運用・技術上必要とされる以上の期間保持されるべきでない
破綻リスクの低減	財務	① 最低資本金 (20億円) ② 自己資本比率基準 ③ 早期警戒制度・早期是正措置	特になし 「適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎」	自己資本額 12.5万ユーロ (約1,500万円) 以上
	業務範囲	固有業務・付随業務・ 他業証券業・法定他業に限定	特になし 他に行う事業が公益に反しないこと	特になし 他に行う事業に係る法令に従うこと
破綻時の対応 (利用者資金の保全)		○ 預金保険料を保護の原資とする預金保険制度 (公的セーフティネット) ○ 原則1,000万円まで (決済債務は全額) 保護 ○ 名寄せの準備義務	供託等義務 ある1週間の最高要履行保証額の全額以上を翌週中に供託 (最低1,000万円)	保全義務 ① (受入日の翌営業日末を超え保持する場合) 分別管理の上、銀行預金もしくは当局が承認した安全資産への投資 ② 保険・保証